

令和4年10月4日

各部（局）長・会計管理者 殿

企画財政部長

令和5年度予算編成方針について（依命通達）

【月例経済報告（令和4年9月）】

景気は、緩やかに持ち直している。先行きについては、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

【新型コロナウイルス感染症及び物価高騰による経済への影響】

新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は、オミクロン株への変異が進んだことから、令和4年夏頃から全国的に急速な増加が見られ、現在も高い水準にはあるものの、減少に転じている。

国は、オミクロン株については、若者の重症化リスクは低い一方で高齢者のリスクは引き続き高く、感染の中心が飲食の場から高齢者施設、学校、保育所等の施設や家庭内感染へと変わってきたことから、新たな行動制限を行わず、重症化リスクのある高齢者等を守ることに重点を置いて、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る方針とした。

また、ウクライナ情勢の長期化により世界的な物価高騰が続いており、物価上昇の大半を食料品やエネルギーが占めていることから、生活や事業活動を守るための様々な経済対策が講じられている。

このような状況の中で、内閣府が令和4年9月に発表した令和4年4～6月期の国内総生産（GDP）2次速報値は、物価変動の影響を除いた実質GDPが前期比0.9%増（年率換算3.5%増）となり、1次速報値から上方改定となった。また、GDPの5割超を占める個人消費は1.2%増で、持ち直しの傾向が続いており、企業の設備投資は2.0%増で、

停滞していた投資を再開する動きが見られている。

【国の令和5年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針】

「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。

【東京都の令和5年度予算の見積方針】

明るい「未来の東京」の実現に向け、将来にわたって「成長」と「成熟」が両立した光り輝く都市へと確実に進化し続ける予算として、次の二点を基本として編成する。

第一に、持続可能な未来へと歩みを進めるため、都政の諸課題の解決に取り組むとともに、長期的な視点に立ち、従来の発想を打ち破る大胆な施策を積極的に展開すること。

第二に、都政の構造改革を爆速で進めることにより、一層活発で機動的な組織へと進化するとともに、無駄をなくす取組を徹底し、活力ある都政を可能とする強靱な財政基盤を堅持すること。

【本市の令和3年度普通会計決算概要】

令和3年度の普通会計決算は、歳入では、市税収入が新型コロナウイルス感染症の影響等により、市民税及び固定資産税を中心に大きく減少した。

市債残高は、地方交付税措置のない市債の発行抑制に努めているものの、臨時財政対策債の発行可能額のほぼ全額を借り入れてきたことから、累増している状況にある。

歳出では、義務的経費が、扶助費等の増加により179億円に達し、増加傾向が続いている。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、地方交付税の増加等により令和2年度と比較して4.1ポイント減の88.3%（臨時財政対策債等を除く比率は3.7ポイント減の95.0%）となったが、これは普通交付税が追加交付（約4億7千万円）されたことにより、一時的に改善したも

のと考えられるとともに、適正水準とされる70～80%の値を大きく超えていることから、財政構造の弾力性が失われ、行政需要の変化等に適切に対応するための財源確保が困難な状況にある。

【予算編成の基本方針】

令和4年9月8日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において「With コロナに向けた政策の考え方」が決定され、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の措置について、高齢者・重症化リスクのある者への保健医療の重点化と患者の療養期間の見直しを行うなど、新型コロナウイルス対策の新たな段階に移行する方針が示された。これにより、今後、これまでを上回る感染拡大が生じて、一般医療や救急医療等を含む保健医療システムを機能させながら、社会経済活動を維持できるようになり、コロナ禍前の状態に近づいていくことが予想される。

一方で、ウクライナ情勢の長期化等に伴う物価高騰の影響により、今後の景気動向は予断を許さない状況にあり、感染症の影響に加え、物価高騰が経済・財政に与える中長期的な影響は、未だ不透明である。

また、今後数年間で多摩都市モノレールの市内延伸や公共施設の老朽化に伴う財政支出の大幅な拡大が見込まれる。

これらのことを踏まえると、現時点では、市の財政環境の先行きを見通すことは困難な状況にある。

令和5年度予算は、このような状況にあっても、財政の健全性を堅持しつつ、「第五次長期総合計画」に掲げる将来都市像や「第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる基本目標の実現に向け、職員一人一人が厳しい財政状況を認識しつつ、諸施策に取り組むとともに、「ウィズ・コロナ」、「ポスト・コロナ」の視点を持って市民の負託に応える施策を推進することを基本方針として、次の重点課題に優先的に取り組むこととする。

第一に、本市の最重要施策であり、長年の悲願であった「多摩都市モノレールの市内延伸」について、都市計画素案により駅位置等が示されたことから、沿線のまちづくりを更に加速し、具現化していくこと。

第二に、「子どもファースト」の視点に立ち、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現や未来を担う子どもの安心の確保のための環

境づくりを進めるとともに、感染症対策と健やかな学びの保障の両立を図り、子育て世代に選ばれるまちづくりを推進すること。

第三に、気候変動の影響から近年激甚化する豪雨やいつ起こるかも知れない大規模地震など自然災害への備えを始めとした安全・安心で強靱なまちづくりを推進すること。

第四に、将来にわたって持続可能な行財政運営を実現するため、行政改革に引き続き取り組むとともに、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組や市のDX（デジタルトランスフォーメーション）を強力に推進し、市民サービスの向上と業務の効率化を図ること。

以上の基本方針を踏まえ、下記事項に留意の上、令和5年度予算の編成に当たられたい。

この旨、命によって通達する。

記

1 基本的事項

- (1) 令和5年度の財政は、厳しい状況が継続することも予想されることから、市の行う全ての施策及びその実施体制について、厳しい視点で必要性、有効性を見極め、必要な見直し・再構築を確実に行うこと。
- (2) 新規施策及びレベルアップ施策については、スクラップ・アンド・ビルドの観点から、既存事業の見直し・再構築を併せて行うこと。また、原則として終期を設定し、後年度負担も十分考慮すること。
- (3) 既存施策については、効果的な感染症対策を講ずるとともに、最少のコストで最大のサービスが提供できるよう創意工夫を凝らすこと。
- (4) 各種補助金等については、行政評価の結果や補助金等交付基準を踏まえ、補助対象団体等との役割分担、費用対効果、補助率の適正化などの観点から、個々の事業ごとに十分に精査・検証し、積極的に見直すこと。

- (5) 職員定数については、「第七次定員適正化計画」に基づき、現在の水準を維持していくことを基本とし、民間活力の導入や多様な任用形態の活用等により、簡素で効率的な執行体制を構築すること。

2 歳入

- (1) 市税については、これまでの徴収努力により、11年連続で収納率が向上しているが、令和5年度は不透明な経済情勢の下、収納率への影響が懸念されることから、収納率の維持・向上に向け、引き続き徴収努力を行い、収入の確保を図ること。
- (2) 分担金・負担金及び使用料・手数料については、負担の公平性の確保と受益者負担の原則に立ち、既定方針に基づき見直しを行うこと。
- (3) 国庫支出金及び都支出金については、国及び東京都の施策の方向性や予算の動向等を的確に把握し、最大限確保すること。なお、一部の事業において、国又は東京都から補助金等が概算で多く交付され、事業年度に歳入が一時的に増加したものの、翌年度に多額の返還金が生じているケースがあり、財政運営に多大な影響を及ぼしていることから、予算額が過大又は過小とならないよう、事業費の精査に努めること。
- (4) 市債については、多摩都市モノレール市内延伸に伴う沿線まちづくりの具体化等により今後数年間で普通建設事業費の急激な増加が見込まれることから、市債と事業費総額とのバランスや残高の推移に十分留意しつつ、地方交付税措置のある市債（臨時財政対策債を除く。）については、財源確保の観点から積極的に活用すること。

3 歳出

- (1) 政策的経費については、「第五次長期総合計画 ⑤実施計画」に基づき、所要額を見積もること。また、事業費の更なる精査と財源の確保に努めること。
- (2) 義務的経費については、今後とも高齢化の進展や行政需要の拡大に伴い増加が見込まれるが、施策の抜本的な見直しや業務の効率化を進め、伸び率の抑制に努めること。

- (3) 経常的・定型的経費については、原則として令和4年度の予算額の範囲内（ゼロシーリング）で過去の決算額等を踏まえ、所要額を見積もること。特に消耗品費については、物価高騰の影響も踏まえ、その必要性を精査した上で、真に必要なもののみ計上すること。
- (4) 職員の時間外勤務手当については、引き続き1億円キャップ制を設定すること。また、職員の健康管理やワーク・ライフ・バランスの観点も踏まえ、一丸となってその実現に努めること。
- (5) 物価高騰による令和5年度予算への影響については、不透明な状況であるが、現在の予算執行状況や関係者からの情報等を踏まえ適切に判断すること。なお、影響がある場合であっても、単に増額するのではなく、事業規模の見直しや代替手法の検討等により事業費の抑制を図ること。
- (6) ゼロカーボンシティの実現に向けた取組やDXについては、全庁的に目に見える形で確実かつ速やかに進めていく必要があることから、全ての部署において検討し、積極的に要求すること。なお、実施計画調書等を提出していない事業を要求する場合は、併せて提出すること。

4 特別会計

国民健康保険事業特別会計については、赤字削減・解消のため、「国保財政健全化変更計画」に基づき、その他の特別会計については、一般会計との経費負担区分、特別会計設置の趣旨を踏まえ、財政健全化を推進すること。

5 公営企業会計

下水道事業会計については、公営企業会計の適用により得られた情報を活用し、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に取り組むとともに、計画的で安定的なサービスを提供するため、「公共下水道事業経営戦略」に基づき、定期的に下水道使用料を見直すこと。